

保施支第1070号
平成27年8月27日

各指定障がい福祉サービス事業所 管理者 様
各指定障がい者支援施設 施設長 様
各指定相談支援事業所 管理者 様

福岡市保健福祉局障がい者在宅支援課長
福岡市保健福祉局障がい者施設支援課長

指定障がい福祉サービス事業所等における事故発生時の報告について（通知）

平素から、本市の障がい福祉行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、指定障がい福祉サービス事業所等において、サービスの提供により事故が発生した場合は、福岡市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第57号）等によって、都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うことが義務づけられているところですが、この度、事故報告要領を作成するとともに報告書様式を見直しましたので通知します。

つきましては、今後、事故が発生した際は、速やかに利用者の家族等に連絡するなど所要の措置を講じるとともに、当該要領に基づき報告していただきますようお願いいたします。

なお、平成24年7月18日付け保在第436号「指定障害福祉サービス事業等における事故発生時の報告について（通知）」は廃止します。